



寒 総 第 109 号
令和 4 年 7 月 26 日

寒川町個人情報保護制度運営審議会
会長 飯 野 守 様

寒川町長 木 村 俊 雄

個人情報保護制度の運営に関する重要事項について（諮問）

このことについて、別紙のとおり寒川町個人情報保護法施行条例及び寒川町個人情報保護審査会条例の制定を検討していることから、寒川町個人情報保護条例（平成 11 年寒川町条例第 25 号）第 36 条第 2 項の規定により、意見を求めます。

（事務担当は、総務課行政管理担当）